

# 被災代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書

令和 ○年 ○月 ○日

(宛先) 秋 田 市 長

〒 0 1 0 - 8 5 6 0

(申告者)

住所又は所在地 秋田市山王一丁目1番1号

(フリガナ) アキタ タロウ

氏名又は名称 秋田 太郎

電話番号 0 1 8 - ○○○ - ○○○○

個人番号又は法人番号〔 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 〕

地方税法第352条の3の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

なお、被災家屋が秋田市以外に所在していた場合等により、本市が添付書類から被災家屋等の状況確認等ができない場合は、本市が関係機関（市町村等）に対し、状況等を照会することに同意します。

## 記

### 1 代替家屋の状況

所有者 (納税義務者)	氏名 (名称)	秋田 太郎		
	被災家屋の所有者 との関係	■本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 親族（三親等以内） <input type="checkbox"/> その他（ )		
	住所 (所在地)	秋田市山王一丁目1-1		
代替家屋	所在地	秋田市山王一丁目1-1		
	家屋番号	1-1	種類（用途）	居宅
	共有持分	1/1	構造	木造
	取得・改築年月日	令和○年○月○日	床面積	100.00 m <sup>2</sup>
	取得・改築の状況	■新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他（ )		

### 2 被災家屋の状況

所有者 (納税義務者)	氏名 (名称)	秋田 太郎				
	住所 (所在地)	秋田市山王二丁目2-2				
被災家屋	所在地	秋田市山王二丁目2-2				
	種類（用途）	居宅	構造	木造	床面積	120.00 m <sup>2</sup>
	家屋番号	2-2	共有持分	1/1		
	現在の状況	■解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他（ )				

※「代替家屋」とは、災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋をいう。

※「被災家屋」とは、災害により滅失し、又は損壊した家屋をいう。

## 1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）
- (2) 被災家屋の所有者に相続があった場合はその相続人
- (3) 被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
- (4) 法人である被災家屋の所有者に合併又は分割があった場合は、合併後存続する法人、もしくは合併により設立された法人、又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人

※「被災家屋の所有者」とは、災害等の発生した日現在の所有者になります。

## 2 被災家屋の要件

- (1) 災害等により、滅失又は損壊した家屋  
※原則として、罹災証明書の判定が【半壊】以上であること。
- (2) 取壊し又は売却等の処分がなされていること

## 3 代替家屋の要件

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋であること（中古取得を含む）
- (2) 被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であること

## 4 取得期限

令和5年7月14日から令和10年3月31日までの間に取得又は改築されたもの

## 5 減額割合と減額期間

代替家屋に係る固定資産税額から、被災家屋の床面積相当分の2分の1の額を課税年度から4年度減額します。また、共有名義の場合は、持分割合に応じて面積按分により算定します。

## 6 提出書類

- (1) 被災代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書
- (2) 罹災証明書（【半壊】以上の判定があったもの）  
※提出は不要ですが、交付済みであることは必須です。
- (3) 被災家屋の解体、除却、売却等、処分を確認できる書類  
解体契約書（写し）、売買契約書（写し）、解体完了通知書（写し）等
- (4) その他
  - ア 課税台帳に未登録の被災家屋（令和5年1月2日から令和5年7月13日までの間に取得した家屋）については、災害発生時、被災地に所在し、所有していたことを証する書類：売買契約書（写し）等
  - イ 代替家屋の取得者が被災家屋の所有者と異なる場合、その関係を証する書類
    - ・相続人の場合：戸籍謄本（写し）等
    - ・被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族の場合：戸籍謄本（写し）、住民票（写し）等
    - ・合併後存続する法人、もしくは合併により設立された法人、又は分割承継法人の場合：法人登記簿謄本（写し）等

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。